パブリックコメントの実施結果について

「佐世保市過疎地域持続的発展計画（案）」に関するご意見の内容と市の考え（回答）について

〇実施期間　令和7年9月1日（月曜日）～令和7年10月3日（金曜日）

〇受付人数（ご意見の数）：2 名（37件）

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.1	把握内容が旧態模糊とした認識であり、納得不可能。 ・現況は、温暖化の影響か、漁場管理上の影響かは一般人には不明だが、宇久島内鮮魚店には地魚の姿さえまばらで、島を訪れたお客に食べさせる魚も島民には難しい現況である。 ・報道等によれば、温暖化の影響か根魚といわれるハタ類の北上は、食物連鎖の影響等が指摘され、カサゴ等の漁獲減少の指摘が云々される時代となり、輸送コスト云々の前に、漁師が出漁する目的地（漁場確保）を図る、地域特有の対策を講じる緊急対策が必要だと肌感覚で強く感じる。 １事例として、宇久島の漁師は鳥を見て漁をする青物を中心とした形態を継承してきた傾向がある。	（参考）Ｐ24「3.産業の振興」【宇久地域】 （１）現状と問題点	ご指摘に関する対策として、国の支援制度を活用し、イサキ・カサゴなどの種苗の放流、海藻の食害生物（ガンガゼなど）の駆除、イカ柴の設置など漁場環境の改善や産卵場の整備、密漁から漁場を守る漁場監視など、水産資源の維持・増殖のために様々な取組を行っております。
No.2	沖縄など温暖な島国で行われている『パヤオの試験基地』を宇久島近海の漁業権内に設置し、自然下での管理漁業を推進するくらいの大胆な施策を講じてもらいたい。 漁港の適正管理・共同利用施設の整備、適正管理・後継者の確保と人材育成、等々は漁獲の安定があっての事（絵にかいた餅とは言わないが、現状把握が不存在）である。	（参考）Ｐ24「3.産業の振興」【宇久地域】	漁獲の安定につきましては、国の支援制度を活用した取組みを行っているところですが、ご指摘にある魚礁の設置等につきましては、漁業者等からのご要望がございましたら関係機関と協議を行いたいと考えております。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.３	あと、道路も、中山間地域等直接支払制度事業もメガソーラー事業の進捗で、推進云々の前に、本市は行政機能を発揮して、事業者が保全措置を講じるよう適正管理をすべきで、 島中の道路・河川（青道を含む）は目に余る程の無法地帯化している。メガソーラー事業に伴う、大型車両及び重機等の島内搬入以降、路面の破損個所が大幅に増えたとは、車を運転する人達の話を島内至る所で見聞する。 宇久島は寺島を含め、国境離島新法で保全されなければならない過疎の島だと市長自ら認識し、合併時の佐世保市政も認知した、外界離島を再度確認して貰いたい（現状認識が非常に甘い・職務怠慢だと指摘する）。	（参考）Ｐ24～25「3.産業の振興」【宇久地域】（１）現状と問題点・【中山間地域等直接支払制度事業】、Ｐ50「5.交通施設の整備、交通手段の確保」【宇久地域】（１）現状と問題点	中山間地域等直接支払制度は、集落等を単位として農用地を維持・管理するための取決め（協定）を締結し、農業生産活動等を行うことで、面積に応じた交付金を交付するものです。 集落の協定に基づいた活動状況を確認するため、毎年１回は市職員が現地に伺い、集落代表者等の立ち会いのもと、農地や農道等の管理状況を確認しております。 その際、協定に基づく活動が行われていない場合は、農用地を適切に管理するよう集落への指導を行っておりますので、中山間地域等直接支払制度に係る農用地については、適切に管理が行われております。 また、道路につきましては、市道から工事現場への進入口等において、明らかに事業者の影響が認められるものについては、事業者へ補修について協議します。 本市では、行政運営の最上位計画「第７次総合計画」において「魅力あふれる持続可能な地域づくり」を施策の一つに掲げ、離島などの条件不利地域における産業基盤や生活環境の維持向上を図る事業に継続して取り組み、また、地域住民の自主的なまちづくり活動への支援などにより、地域コミュニティを主役とした地域づくりを推進することとしています。 特に、宇久地域については、少子高齢化が著しく、まちの活力が低下してしていることを認識しており、特定有人国境離島地域であることも踏まえ、令和５年度に「宇久地域づくり創出事業」を立ち上げ、宇久島離島活性化協議会と連携して、令和６年度に「宇久島未来まちづくりプラン」を策定しました。人口減少対策には特効薬はなく、行政だけの取り組みには限界があります。同まちづくりプランに基づき、地域や行政、関係する皆様がそれぞれの強みを生かしながら主体的に取り組むとともに、相互に連携し、持続可能な地域づくりに取り組む必要があると考えております。
No.４	冒頭、水稲とあるが、（現状は自家消費米中心）ライスセンター廃止以降、農協独自の出荷は皆無である。	（参考）Ｐ24「3.産業の振興」【宇久地域】（１）現状と問題点《農業》１行目	ご意見のとおり、水稲の出荷量は少なく、「基幹作物」とは言い難いので、24ページ（１）現状と問題点≪農業≫１行目について、以下のとおり修正いたします。 【修正前】 水稲、肉用牛を基幹作物とする農業が・・・ 【修正後】 肉用牛や水稲を中心とする農業が・・・
No.５	“天然の好漁場”は何処にあるのか。 先に触れたが、磯焼け、水揚げ激減・温暖化による海域の変化・魚種の変化など、漁業は衰退の一途が現状だとの認識に立ち計画の見直しを求める。 併せて、“鮮度保持施設をはじめとする共同利用施設の維持・更新が課題となっている”とあるが、実態は、民間事業者の支援を受け・共助共演体制？で推進されている模様である。	（参考）Ｐ24「3.産業の振興」【宇久地域】（１）現状と問題点《漁業・水産業》１行目・６～７行目	宇久島周辺は対馬暖流の影響などにより、魚種が豊富な好漁場であると認識しております。 また、気候変動の影響への対策につきましては、計画に記載しております「水産資源の維持・増殖」において対応していきたいと考えております。 漁業者共同利用施設の更新等の事業実施につきましては、事業主体となる宇久小値賀漁業協同組合の意向を確認しながら、連携した取組みを進めてまいります。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.６	“令和7年3月民間事業者の光ファイバー網整備・・・”とある。本来は、本市が過疎計画などの事業計画で網羅されるべき事案で、行政主導の整備が本来の姿であろう。事業者が撤退した場合どう対処されるのかも明記すべきである。	（参考）Ｐ24「3.産業の振興」【宇久地域】（１）現状と問題点《情報通信産業その他の産業の振興》４行目	光ファイバー網の整備については、国が「民設民営」の方針の下で進めております。佐世保市でもこの方針に基づき、民間事業者の取り組みを支援するための補助金制度を設けております。 「民間事業者が撤退した場合の対応」については、事業の撤退が発生しないよう国が「ブロードバンドユニバーサルサービス制度」を整備し、事業の継続を支援しております。
No.７	“地域の特産物を用いた開発商品などの周知と支援”は、宇久の特産物とは何を開発しているのか。島民は寝耳に水である。	（参考）Ｐ24「3.産業の振興」【宇久地域】（２）その対策《農業》《商工業》５行目	特産品を用いた商品開発については、現状と課題を踏まえて、今後の対策の必要性として記載をさせていただいているところです。 具体的には、本市ふるさと納税の返礼品として、宇久地域の事業者の方々からも、従来から登録をいただいていることから、そのような事業者の方々と協議を重ね、ふるさと納税返礼品としての魅力の情報発信や、寄附者のご希望によって詰め合わせセットの検討や、小分けでの包装にするなど、特産品へより親しみを持っていただく商品に磨き上げていく活動などを想定しております。 また、今後、「地域の特産物を用いた開発商品」があれば、可能な範囲で周知や支援を行っていきたいと考えております。
No.８	“水産資源の維持・増殖”と明記しているが何をやるか具体的でない。 利用できる本市唯一の資源が存在するにも関わらず、栽培センター閉鎖と言うより廃止は本末転倒である。減少傾向の根魚の保全事業として再検証されたい。	（参考）Ｐ24「3.産業の振興」【宇久地域】（２）その対策《漁業・水産業》１行目	栽培センターにつきましては、宇久地域を含め佐世保市内全域の放流用アワビ種苗の生産を行ってまいりました。 しかしながら、海水温の上昇に伴い生産実績が悪化の一途を辿っておりました。また、施設の老朽化により維持管理経費が増加することが予想されておりました。さらに、生産にかかる技術者や補助職員の確保が困難となっておりましたことから、漁業者の代表者や漁業協同組合に対し説明を行うなど地元調整を図ったうえで廃止とさせていただきました。 廃止にあたり、放流用アワビ種苗につきましては、他機関への生産依頼を行うなど放流事業へ影響が生じないよう調整を行っております。 水産資源の維持・増殖にかかる取組につきましては、国の支援制度を活用し、イサキ・カサゴなどの種苗の放流、海藻の食害生物（ガンガゼなど）の駆除、イカ柴の設置など漁場環境の改善や産卵場の整備、密漁から漁場を守る漁場監視などを行い、水産資源の維持・増殖のために様々な取組を行っております。
No.９	“〇見込まれる事業効果　耕作放棄地の発生防止”において、具体性のある詳細な取組を明記すべきで不納得。	（参考）Ｐ25「3.産業の振興」【宇久地域】（３）計画【中山間地域等直接支払制度事業】	中山間地域等直接支払交付金は、交付金の交付条件として「農業生産活動等」を必須としており、この中に「耕作放棄地の防止等の活動」を掲げております。 具体的には、法面の保護・改修、鳥獣被害防止、荒廃農地の復旧、担い手の確保・育成などが含まれており、この活動が行われることで、耕作放棄地の発生が防止されることが見込まれます。 以上のとおり、中山間地域等直接支払制度に取り組むこと自体が「耕作放棄地の発生防止」に繋がるものです。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.１０	耕作放棄地を含め農地を貸与した農地所有者が殆んどと認識するが、宇久島全体で何名の耕作者がいて、「〇事業の必要性」および「〇見込まれる事業効果」を期待可能か明記しなければ、メガソーラー事業者との区別が判然としない。確定的数字を示してほしい。	（参考）Ｐ26「3.産業の振興」【宇久地域】（３）計画【有害鳥獣対策事業】	宇久地域においては毎年有害鳥獣による農作物の被害が報告されており、また、多数の有害鳥獣の捕獲実績があがっておりますことから、耕作者の多寡に関わらず、「事業の必要性」に記載する内容は適正であるものと考えます。 また、防護柵の導入に関しましては、当該事業にて導入した箇所及び延長は管理できており、個人や民間企業を含む他の事業での導入の有無に関わらず、記載している事業内容により事業効果の達成が見込まれるものであるため、当該内容にて有害鳥獣対策事業の計画としております。
No.１１	“景観を形成している松を維持するための防虫対策”防虫対策のみ計画されているが、具体性がない。旧宇久町時代は松は町のシンボルとして、島の玄関である桟橋付近および盛州公園・やすらぎ苑街道などに植栽がされ、定期的に防除・剪定が行われ保全されていたが、島人にとっては【これぞ景観松の何物でもない】。せめて、島の玄関で一番目に付く、桟橋付近の松の剪定等が放置されて忍びない思いである。何とかして貰いたい。	（参考）Ｐ26「3.産業の振興」【宇久地域】（３）計画【景観松保全事業】	桟橋付近、盛州公園、やすらぎ苑街道の松については景観松として、樹幹注入による防除を定期的に実施しています。ただし、剪定については、宇久島内の他の松の剪定・管理も必要であり、限られた予算内で実施していることから定期的な実施ができない状況にあります。今後は、定期的な剪定を行い景観の維持ができるよう予算の確保に努めてまいりたいと思います。
No.１２	もっともな、内容となっているが『佐世保西消防署宇久出張所』の移転先は矛盾だらけである。（緊急避難時にコミセンへ避難の住民が駐車場としている土地を奪取した形）危機管理を重んじる組織として整合性に欠ける。	（参考）Ｐ67「6.生活環境の整備」【宇久地域】（１）現状と問題点《防災》	宇久地区コミュニティセンターは「佐世保市地域防災計画」において避難所に指定されておりますが、隣接する宇久小学校もまた同様に避難所として指定されております。 よって有事の際、コミュニティセンターに避難される町民の皆様に対する駐車場が不足した場合には、隣接する宇久小学校のグラウンドをご利用いただくことが可能です。 宇久出張所の移転用地は、東日本大震災の教訓を踏まえ、佐世保市有地で津波浸水などの災害警戒区域外であり、かつ火災や救急事案の発生頻度が比較的高い人口密集地域から選定をしております。 また、この移転用地は、宇久町唯一の診療機関である「佐世保市総合医療センター宇久診療所」と近接しており、特に救急分野において、さらに密接な連携が図られることが期待されます。 本事業が宇久町民の安全と安心に大きく寄与しますことについて、ご理解を賜りますようお願いいたします。
No.１３	メガソーラー事業による大規模森林伐採・土地の改変による民家への影響（風水害）が想定される。軽んじては為らない、本事業による保全可能性を模索されたい。	（参考）Ｐ67「6.生活環境の整備」【宇久地域】（１）現状と問題点《防災》	メガソーラー事業に係る森林伐採は大規模であることから林地開発にあたるため、長崎県が許可権者となっております。
No.１４	漁業集落排水施設２ヶ所は、廃止のため地域との調整があってる模様だが、行政主導で飲ませ食わせの噂まであった事業を、今後どのように進展させるのか。「公費を投入しており、当時の合併浄化槽設置者（補助無し）との整合性をどのように取るのか」明記されたい。	（参考）Ｐ67「6.生活環境の整備」【宇久地域】（１）現状と問題点〔生活排水処理対策〕	漁業集落排水事業につきましては、今後のあり方を地元の皆様方と協議中です。 詳細については今後の協議により変わってきますので、現時点では明記できないことをご理解ください。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.１５	救急搬送計画に民間船舶やドクターヘリなどを活用した救急搬送により、等々の文字を重ねているが、昨近の状況はドクターヘリの飛行中止等の緊急事態が現実化しており、コストフォーマンス云々の時代では無い。早急なヘリの２４時間体制を確立すべく一刻の猶予もない。 「長崎県へき地保健医療計画」によればヘリコプター等での緊急搬送を基本にしたものとなっていると認識する。本市の対応は島に住む命の軽重を問われかねない。 一刻の猶予もないの意見書を市長・市議会で採択の上、県・国へ要請をすべきである。	（参考）Ｐ93「8.医療の確保」【宇久地域】（２）その対策	長崎県の関係部署との協議におきまして、宇久地区の現状・課題をお伝えし、防災ヘリの夜間運行における必要性や実現可能性等について意見交換を行い、防災ヘリは、令和６年度から従来の運航時間から３０分程度延長した「薄暮運航」を実施しているが、夜間運航にあたっては様々な課題があり時間を要するが、少しずつでも課題解決が図れるよう努めていきたいとのことでございました。 ドクターヘリにつきましては、整備士などの確保が困難となり運航休止もあっているようですが、その間は防災ヘリや佐賀県のドクターヘリの応援などにより対応されるとのことです。 外海離島という状況において、住民の安心・安全を守る上で、常勤医師2名体制による有床診療所を維持し、一定の島内完結型医療提供体制を確保することを最優先課題とし、継続して長崎県に対し、「離島地域の医療対策の充実」を要望しているところです。夜間の救急搬送体制の構築におきましても、課題解決に向けて引き続き尽力してまいります。
No.１６	住民に対して広報佐世保9月号にわずかに実施の知らせがあったのみ。広く意見を聞く気が感じられない。9月12日宇久での説明会時、高齢者も意見を行いやすいように各地区の公民館での閲覧および意見募集期間の延長を希望したが、その場で棄却された。	バブリックコメントの実施について	パブリックコメントは、本市で定める要綱に基づき実施しています。閲覧場所は、本市の他の事例と同様な取扱いをさせていただいておりますとともに、効果や効率性を鑑みて設定しています。 また、募集期間も要綱において、原則30日以上の期間を設けることと定めてあり、今後の計画策定スケジュールも考慮して設定しております。
No.１７	前期(過去5年間)の成果が分からないので、意見しようが無い。また、計画内容に変化が見られない、ほぼコピー&ペーストの計画であり、何のための計画なのか、やる気があるのか甚だ疑問である。	新計画に対する意見について	前期（令和３～６年度までの4年間分）の成果につきましては、過疎計画（案）Ｐ９に記載しております。 過疎計画は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき策定しており、この法律は10年間の時限法のため、今回策定する計画は、現行の計画（令和3～7年度）に続く、令和8～12年度の5年間を期間とした次期計画となります。前期の成果を踏まえ、次期計画においても同じ考え方で、方向性を変えずに継続していくことで整理しております。 主な変更点といたしましては、実施事業の完了・追加による更新、社会環境の変化、最新の統計情報、市の諸計画に基づく情報更新などとなっております。 過疎計画を策定することで、道路工事や公共施設の整備等の財源とすることができる過疎対策事業債（地方債）の発行や設備投資に対する固定資産税の課税免除などの国の優遇制度を活用することが可能となり、これらにより、継続して過疎地域の振興を図ることとしております。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.１８	問題点は具体的に何なのか?具体的対策が計画・事業に反映されていない。過疎地において特に重要な項目です。	（参考）Ｐ12「2.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」（１）現状と問題点《農山漁村づくり》	農業関係については、全国的に担い手不足が問題となっているため、畜産農家や認定農業者活動への支援等を通じ、農畜産業の振興を図っております。 また、林業は業界全体の給与水準が低く、技術者の定着に課題があり、特に県北地域は他の地域に比べ材の成長が遅く、経営が難しいことから、技術者の処遇改善が進んでいない状況です。今後は適切な森林整備が可能な体制を確保できるよう、技術者定着のための支援について検討を行っていきます。 漁業についても、就業者数の減少が問題となっており、担い手不足は、産業の維持に重大な影響を与えることを認識しておりますので、国の支援制度を積極的に活用し、雇用や漁業着業の促進を目的とした取組（漁船、漁具リース料、燃料費、餌代など）に対して支援を行い、水産業の維持発展に取り組んでまいります。
No.１９	宇久地域での具体的な事業内容が分からない。これまで実際に何を行ってきたのか?これから何を行う予定なのか?	（参考）Ｐ13～15「2.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」（３）計画【UJ Iターン推進事業】、【若者定住推進事業】、【過疎等地域イベント支援事業】、【過疎等地域振興持続支援事業】	宇久地域において、実施している事業は以下のとおりです。 【UJIターン推進事業】 移住者に対する引越し支援などの補助金制度の実施、お試し移住施設の貸し出しなど、移住ワンストップ窓口「西九州させぼ移住サポートプラザ」において、宇久行政センターと連携を図りながら、移住希望者のニーズに応じた支援を実施しております。 また、島外から宇久島に来訪し、食や仕事などの島の魅力を体感してもらう「ワーケーション」や「ふるさとワーキングホリデー」などの取組を進め、再び来島してもらったり、継続的に地域に関わってもらう所謂「関係人口」創出を図っております。 今後も上記の取組を継続し、特設移住サイト「YOKA kurashi」や宇久島公式サイトでの情報発信を実施してまいります。 【若者定住推進事業】 島外の「関係人口」と宇久高校生徒とのワークショップを実施し、島の魅力の再発見や地域に学生として何ができるかなどを検討するなど、シビックプライドの醸成を行っております。 また、市内就業者に対する奨学金返還支援を行い、若者の市内定住を推進しております。 今後も上記の取組を継続し、特設移住サイト「YOKA kurashi」や宇久島公式サイトでの情報発信を実施してまいります。 【過疎等地域振興持続支援事業】 当事業では、過疎等条件不利地域において、住民主体で実施する地域課題の解決などの取り組みや、地域リーダーの育成などの支援を行っています。宇久地域の実績としましては、人材育成や地域コミュニティの維持強化、賑わいの創出を図るための地域イベントへの支援として、「納涼花火大会」や「ふれあい産業まつり」の支援を行っています。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.２０	輸送コストに支援が必要として農水産物に助成していますが、それは生産者に対しての対策でしかありません。また、そもそも宇久島から農産物は年間どの程度出荷され、金額にしていくらの支援をしているのか、現状が分かりません。そして商工業に関するものも仕入れに輸送コストがかかり商品やサービスに価格は転嫁されます。輸出品にだけコスト削減を図り、輸入品への支援が無い状況は離島のための対策としては全く不十分です。過疎の原因である、僻地の住民を支え都市部との格差是正の対策を行ってください。	（参考）Ｐ25「3.産業の振興」【宇久地域】（３）計画【離島輸送コスト支援事業】	輸送コスト支援事業は、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産物のみを支援対象としており、商工業に関するものは支援対象外となっております。 宇久地域から本土へ移出する農水産物に対する輸送費支援のほか、本土から宇久地域へ移入する場合にも移出する農水産物に対し指定の移入品１品の輸送費支援を行っており、海上輸送費にかかった事業費の４/５を支援しております。 また、「離島振興法」においては、農水産物、農水産物以外の農水加工品、林産品、鉱産品、工業品等（宇久地域は農水産物以外が対象）に対する輸送コスト支援制度が設けられており、産品の中から戦略作物を指定し、移出・移入に対する輸送費支援制度を活用することができます。
No.２１	松が枯れるのは虫のせいではありませんので、防虫剤を空中散布することはかえって、自然環境を破壊します。松は菌根菌と共生しているため、松の地表が雑草におおわれると松の元気がなくなり虫に食われます。抵抗力が下がり、病気や虫に弱くなるのです。松の下を手入れ(草刈リ)する対策事業を行ってください。	（参考）Ｐ26「3.産業の振興」【宇久地域】（３）計画【景観松保全事業】	現在防虫剤の空中散布は実施しておりません。松が枯れる原因はさまざまあり、本来であればすべての原因に対応するべきですが、限られた予算の中ですべての松に対し対策を講じることは難しい状況です。その中でも、マツノマダラカミキリを媒介とするマツノザイセンチュウによる被害（通称松くい虫被害）は、急激に蔓延して広範囲に損害を与えることから、優先的に対策を実施しているものです。
No.２２	宇久地域での具体的な事業内容が分からない。これまで実際に何を行ってきたのか?これから何を行う予定なのか?	（参考）Ｐ27「3.産業の振興」【宇久地域】（３）計画【企業立地奨励事業】、【雇用機会拡充事業】	【企業立地奨励事業】 本市では新たな企業が立地し、立地企業がさらなる投資を行うことで、魅力ある雇用環境が創出・拡大されることを目的とし、製造業と設計・開発を含むオフィス系企業の誘致や立地企業の採用支援や奨励制度を活用した、地場企業の増設に取り組んでいます。 宇久地域の具体的な事業内容については、誘致活動を行う中で、離島地区への興味を示される企業があった場合に、本市の企業立地優遇制度（奨励金）や遊休地の活用についてご提案しており、今後も継続してまいります。 【雇用機会拡充事業】 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、平成２９年度より持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的に、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して、その事業資金の一部を補助しています。 令和７年度時点で２１件の実績があり、主に、来訪者の受入環境（宿泊、飲食店）整備に対する支援となっております。
No.２３	これは民間事業者が行ったものであり佐世保市はこれまで何も対策を行ってきておらず、また、今回も何もしていない。また、現状と問題点、その対策について事業計画が存在しない。問題点があるが何も対策や計画を行わないという事か?	（参考）Ｐ42～43「4.地域における情報化」（１）現状と問題点（２）その対策 光ファイバー網について	光ファイバー網の整備については、国が「民設民営」の方針の下で進めております。佐世保市でもこの方針に基づき、民間事業者の取り組みを支援するための補助金制度を設けております。 今後も、民間事業者が円滑に整備を進められるよう、引き続き支援してまいります。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.２４	道路が未整備である状況を把握しているが、何年たっても改善しない。優先順や予算との兼ね合いがあるというが、佐世保市が手一杯の状況であれば、過疎地域は合併前単立の町行政に戻すべきではないか?平成の大合併によって手に余る範囲を包括しすぎていて、過疎地域はそのために様々な行政サービスが行き届いていない。合併を解消すべき。寺島の住民は買い物も病院も島内になく、必ずみつしまを使用しなければならない。必要最低限の暮らしを守るため、寺島の住民は無料にすべき。	（参考）Ｐ50「5.交通施設の整備、交通手段の確保」【宇久地域】道路の未整備、みつしまについて	いただいたご意見は道路改良に関するご要望の進捗状況として受け止めております。地域の皆さまからのご要望につきましては、地域ごとに集約し、皆様との対話の中で優先順位をつけ整備を進めております。宇久地域におきましては、２件の優先整備候補の内、１件整備済みであり、平梅ノ木線が残っている状況となっております。この平梅ノ木線につきましては、道路拡幅に関するご要望に対し、用地環境が整っておらず、現時点では事業実施困難と判断しておりますが、環境が整い次第事業着手できるよう地区要望としては存続とし、地域（地区）の皆様からのご協力を賜りますようお願いします。 また、市営交通船「みつしま」の利用に関して、通院や買い物の必要な75歳以上の高齢者については、敬老特別乗船の対象となり、運賃は無料となっております。一般の利用者については、他の交通機関との公平性を担保するため、佐世保市営交通船条例に基づき、運賃を設定しております。 佐世保市と旧宇久町の市町合併は、議会の議決など双方合意の上で行われています。そして、宇久地域は、外海離島という条件不利の特殊性を鑑み、島内完結型の住民サービスの維持を図りながら、効率的かつ機動性の高い行政運営を行うため、準部組織である行政センターを配置し、地域振興や市民協働に資する事務など、支所窓口に留まらない役割を担っています。今後も、地域の実情を勘案しながら、行政と地域住民が一体となって、地域の持続化に向けた取り組みを進めてまいります。
No.２５	現在、消防署の建て替え事業が計画されているが、あと数年待てば、学校施設再編と同時に現在の宇久小学校敷地への移設が予定されていた。延命対応として老朽化した屋根のみ改修し、元に計画通りに再編すべきではないか。また、その他の対策として防災とあるが、宇久地域での具体的な事業内容が分からない。これまで実際に何を行ってきたのか?これから何を行う予定なのか?	（参考）Ｐ67～68「6.生活環境の整備」【宇久地域】（２）その対策《消防施設》・《防災》	宇久出張所は、宇久地域で唯一の常備消防施設であり、他地域からの応援が期待できない離島における災害対応の拠点として、非常に重要かつ緊急性の高い施設です。 ご指摘のとおり、当初は学校施設再編計画の中に宇久出張所も含まれておりましたが、施設の老朽化が著しく、当該複合化を待つ暇がない状況となっていたため、施設の重要性などを考慮し、再編計画から外れて早急に建替えに着手することが判断されました。 また、既存施設の屋根部分は、これまで何度も部分改修を行いましたが、すでに基礎部分まで腐食が進行しており、現在ではやむなく応急的な措置として、屋根張り出し部分を切除し、強風による破損を予防するなどの措置を講じているような状況です。部分補修ではもはや対応が困難であり、対して多額の費用を投じて、大規模改修を行い、数年間の延命措置を施すことは費用対効果の面で問題があります。 すでに今年度は実施設計と試錐調査を完了するなど、令和９年度末の供用開始に向けて着実に事業を進捗させているところです。 計画通りに事業を進めることが、宇久地域の皆様の安全・安心に寄与するものであることについて、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 防災対策につきまして、具体的な事業は、各課での計画に基づき実施することとしております。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.２６	生活排水に関して、住民の日常生活における合成洗剤の使用を極力減らし、石鹸の使用を推進する事業を提案します。石鹸は環境負荷が低く生活排水が海に流れても石鹸カスは栄養となり、海の環境を改善します。 以下参考までに https://www. shabon. com/shop/post/jinoshima	（参考）Ｐ67「6. 生活環境の整備」【宇久地域】（１）現状と問題点〔生活排水処理対策〕	本市では、浄化槽の設置を有効な排水処理対策として位置づけ、市独自で浄化槽設置費用の8割を助成することで環境保全の一助としています。いただいたご提案も視野に、引き続き生活排水に関する環境保全の取組について検討を行ってまいります。
No.２７	高齢者向けの事業計画ばかりで、子育て環境確保について何もない。本土医療機関への通院も高齢者ばかりではない。市長懇談会でも提言したが、島民は年齢にかかわらずだれでも病気にもなり、妊娠すればおなかの子から専門医療を必要とする。現行の一律片道1000円の助成も額が少なすぎるが、対象年齢をなくすべき。	（参考）Ｐ81～84「7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」【宇久地域】	通院にかかる交通費のご負担については十分認識しておりますが、ご要望の全島民を対象とした通院助成につきましては、財政状況を鑑みると、事業拡大は大変困難な状況です。 全島民への運賃補助につきましては、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」において、航路運賃の低廉化支援を行っており、宇久地域の住民は割引運賃が適用されております。 「宇久地区高齢者通院助成事業」につきましては、宇久地区に居住する75歳以上の高齢者（健康状態や生活の質が低下する傾向にあり、国としても特別な支援が必要と判断している世代）を対象として、本土地区の医療機関を受診する際に、航路運賃の一部を上乗せして助成するもので、合併後の平成21年度から実施しております。 また、離島地域内の妊婦を対象として、出産時等における母子の健やかな出産、成長を図ることを目的に、離島地域外の医療機関での定期健診時に要した交通費や出産の事前待機の際に要した宿泊費、緊急に移送された際の移送費の一部を助成しております。 離島という地理的制約がある中で、宇久地域の医療体制を維持することは決して容易なことではございませんが、住民の安心・安全の暮らしを支える上で極めて重要であり、医療体制を維持することは責務の一つであると認識しております。引き続き、宇久診療所における診療体制の維持・確保を喫緊かつ最優先課題とし、取り組んでまいります。また、今後、宇久診療所においても電子カルテの導入やオンライン診療の研究を行っていくと伺っております。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.２８	昨年から自治協議会を通して、ヘリコプターによる夜間の緊急搬送体制の構築を要請しているが、どうなっているのか?現状と問題点にも事業計画にも挙がっていない。喫緊の課題である。既に伝えているが、対策としての民間船舶の利用は例外であり長崎県へき地保健医療計画によって基本はヘリによる搬送となっている。例外をそのままにしないで正規の対策を行ってください。	（参考）Ｐ93「8.医療の確保」【宇久地域】	夜間の救急搬送につきましては、長崎県において、自衛隊や海上保安庁の協力により、各機関所有のヘリによる搬送体制は確立されております。ただし、民間船舶の搬送時間と比較すると、２倍程度時間が掛かることとなっております。 令和６年８月に長崎県へ県防災ヘリの夜間運行等について現状・課題の確認と夜間運用への要望を行い、その際、宇久地域の皆様のご意見なども伝えさせていただいたところです。 長崎県防災ヘリは、令和６年度より従来の運航時間から３０分程度延長した、薄暗い時間帯に運航する「薄暮運航」が実施されていますが、夜間運航に関してはパイロットなどの人員確保など運航体制の確立が必要であり時間を要する状況と伺っております。様々な課題はございますが、少しずつでも課題解決が図れるよう努めていきたいとのことでございます。 本市としましても課題解決に向けて引き続き尽力してまいります。
No.２９	野球場、陸上競技場、恵比須が丘公園、などありますが整備が行き届いていないどころか、廃墟のように放置されています。また、“生涯スポーツの振興・活性化への支援の継続”とありますが、何をしてきましたか?また、事業計画として対策を何も行わないのですか?	（参考）Ｐ103「9.教育の振興」【宇久地域】（２）その対策《社会体育》	宇久陸上競技場、野球場につきましては、その稼働状況から、地域の皆様との協議により、機能をエビスヶ丘公園へ集約化することで決定しており、機能集約の条件として同公園にナイター設備の整備を行っております。また、年１回宇久陸上競技場において実施されている町民のスポーツレクリエーション祭での利用希望もあり、祭開催前までに除草作業も実施している状況です。 今後は、佐世保市施設再編計画の策定を行い、施設の在り方について検討を進めていく方針です。
No.３０	離島就学生助成事業の事業効果について、公立高校の存在意義は、そこに通う生徒のためにあります。生徒数が少なければ、子供の社会性の成長に心配があります。学校は勉強や運動をするためだけでなく、子供の社会性の発育に大きく関与しています。事業効果として、地場産業の維持や人口減少の緩和を上げていますが、そんなことは通学する子供にとって何も関係ないことです。目的が間違っています。子供に焦点を当ててください。	（参考）Ｐ104「9.教育の振興」【宇久地域】（３）計画【離島就学生助成事業】	宇久地域には長崎県立宇久高等学校に普通科がありますので、離島就学助成制度では、普通科以外の高校に進学する場合に、経済的負担の軽減及び教育の機会均等を目的として、下宿代・寮費への支援をしております。 また、島内の農水産業や企業への就業のための専門知識を得ることを狙いとした、就業機会の確保も目的としております。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.３１	計画に全く反映されていない。自治協議会の活動だけでは対策、事業計画として全く不十分であり、移住、定住、農山漁村づくりなどについて具体的対策を求めます。特に宇久地区は離島であるために様々な地域の問題が他の過疎地域とは異なります。各地域に見合った具体的対策の実施が急務です。	（参考）Ｐ111～112「10.集落の整備」（１）現状と問題点（２）その対策　全てにおいて	ご指摘のとおり、自治協議会の活動だけで課題に対応していくことは難しいと認識しており、各地域に固有の課題については、自治協議会が中心となりながら、関係する様々な主体が連携してそれぞれの具体的対策の検討を進めていく必要があると考えます。 宇久地域については、市内で最も少子高齢化が著しく、まちの活力が低下しているため、特定有人国境離島地域であることも踏まえ、令和５年度に「宇久地域づくり創出事業」を立ち上げ、宇久島離島活性化協議会と連携して、令和６年度に「宇久島未来まちづくりプラン」を策定しました。 人口減少対策に特効薬は無いため、同まちづくりプランに基づき、地域や行政、関係する皆様がそれぞれの強みを生かしながら、相互に連携し、持続可能な地域づくりに主体的に取り組む必要があると考えております。
No.３２	郷土芸能等保存事業は、具体的にこれまで何を行ってきたのですか?またこれから具体的に何を行うのかわからない。また、これまで文化財の保護や紹介について、宇久島資料館以外に何もないのか?	（参考）Ｐ117「11.地域文化の振興等」【宇久地域】（３）計画【郷土芸能等保存事業】	宇久地域に限りませんが、過疎化・高齢化などを理由に全国的に無形文化財の伝承が難しくなっています。そのため、本市の伝統文化を残すための取り組みとして、無形文化財を映像として記録するとともに、伝承者への聞き取り調査を行い、伝統文化のアーカイブ化を進めており、今後も継続して取り組んでまいります。 また、宇久地域の文化財を展示・紹介する施設としては、宇久島資料館のみとなります。
No.３３	日本最大規模の宇久島メガソーラー事業、及び、大規模陸上風力事業である宇久島風力発電事業について、島民の生活環境、災害に対するリスクコミュニケーションを行うための具体的な事業計画をすべき。民間事業者丸投げではいけません。全国で再エネによる開発によって、地域で様々な問題が生じ、対策として条例を制定した自治体はこれまで数百に及んでいます。佐世保市はあまりにも無策であり責任を放棄している。	（参考）Ｐ121「12.再生可能エネルギーの利用の促進」	2050年までの脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの導入を推進しているところですが、一定規模以上、または周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアでの再エネ設備設置につきましては、令和6年4月1日に施行された改正再エネ特措法により周辺地域の住民への説明会等を行うことが国から再エネ事業者に求められており、住民の範囲については市町村も安全・景観等の観点から事前相談に対応しています。 宇久地域におけるメガソーラー事業や大規模陸上風力事業については、さまざまなご意見があると承知していますが、直接的な事業認可等に関しては、経済産業省が行い、その他の許認可については、各管理者が法令等に基づいて行うこととなっている状況です。
No.３４	主に自然災害や防災について述べているようだが、具体的問題や課題、対策が分からない。事業計画なしという事は何も行わないのか?また、問題はこればかりではない。	（参考）Ｐ122「13.その他地域の持続的発展に関し必要な事項」	具体的な事業につきましては、地域防災計画や国土強靭化計画に基づいて、各課で実施することとしております。

No.	ご意見内容	該当箇所	市の考え（回答）
No.３５	産業廃棄物処理場が無いため、宇久の産廃は全て島外輸送となっており、それにより総コストの上昇によって空き家解体などでも500万円以上が相場となっており、個人負担が重すぎる。危険家屋対策も進まない。瓦は粉砕して瓦チップとして再利用、木材は燃料として再利用、鉄くずやガラス素材は販売など、コンクリートなどは粉砕し砂利として利用するなど、極力宇久島島内で島内のゴミは完結するような仕組みの構築が必要。そのために産廃再生処理場の設置が必要。	（参考）Ｐ122「13.その他地域の持続的発展に関し必要な事項」 産業廃棄物について	産業廃棄物を適正に処理する責任は、法律により排出した事業者自身に課せられております。ご理解いただきますようお願いします。
No.３６	宇久島の家庭から出た生ごみは、フェリーで島外に運ばれ焼却処分されている。海上を運ぶのも焼却するのも無駄にエネルギーを使っている。宇久島から出たごみは宇久島島内で完結させるべき。まして生ごみは水分を含み重く、燃焼も困難。ハザカプラントhttp://hazakaplant. co. jp/を導入し、ゴミを堆肥化させ、島内の一次産業に副産物の堆肥を活用すべき。し尿も堆肥化させることができるため、し尿処理施設の維持費や運転費、人件費をなくすることもできる。	（参考）Ｐ122「14.その他地域の持続的発展に関し必要な事項」 生ごみとし尿処理施設について	宇久島内の可燃ごみにつきましては、平成31年度まで稼働していた焼却施設（宇久清掃センター）で処理しておりました。 この焼却施設は老朽化が著しく、島内にて継続処理するためには、施設建て替えや大規模改修を行う必要がございましたが、本土のクリーンセンターまで海上輸送し、処理した場合の経費と比較し、海上輸送による処理を選択したものです。 宇久島から排出される可燃ごみのうち、紙や布、プラスチックなどが約8割、生ごみ（厨芥類）が約2割と見込んでおります。 現在、これらの可燃ごみは、本土のクリーンセンターにて焼却処理しておりますが、ご提案いただきました設備により、宇久島の生ごみ量約2割分の処理が削減できれば、焼却や運搬に係るエネルギーを削減できる可能性があることから、本市における今後のごみ処理施設運営の参考とさせていただきます。 また、現在のし尿処理施設である宇久衛生センターは、処理工程を経て堆肥化し、宇久島内にて提供しております。
No.３７	家電5品目の処分には独自のルールがある。チケットを購入し、引き取り業者に持ち込むのであるが、宇久地区には車で持ち込める引き取り業者がない。本土に持ち込むには自家用車をフェリーに載せなければいけないため輸送コストがかかり、本土佐世保の住民とは不公平がある。また、搬送を依頼するにしても、手数料がかかり、本土佐世保市民と肩が並ばない。チケットは自分購入するとして、公共の集積場を設置し、公費でもって引き取り業者に運んでもらうような仕組みを作って欲しい。	（参考）Ｐ122「15.その他地域の持続的発展に関し必要な事項」 家電5品目の処分について	ご意見として承ります。